



# 鳥取県公報

令和8年1月23日（金）  
号外第4号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（5）（デジタル基盤整備課）	2
◇ 選管告示	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙時登録の基準日（2）	3
	衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示の開始の日（3）	3

## 規 則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年1月23日

鳥取県知事 平 伸 治

### **鳥取県規則第5号**

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(令和7年鳥取県条例第6号)の施行期日は、令和8年3月1日とする。

## 選挙管理委員会告示

### **鳥取県選挙管理委員会告示第2号**

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項に規定する選挙時登録の基準日を令和8年1月26日と定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和8年1月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実千子

---

### **鳥取県選挙管理委員会告示第3号**

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項に規定する掲示場に同法第143条第1項第5号のポスターを掲示することができる日を令和8年1月27日と定めたので、同法第144条の2第5項の規定により告示する。

令和8年1月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実千子